

知的財産(特許・実用新案・意匠・商標)の相談に!

特許等無料相談会

無料

専門の相談員が、知的財産(特許・実用新案・意匠・商標)に関する相談にお答えします。

知的財産を活用すると…

- 自社の商品・技術・商標等を守ることができる
- 自社の強みが「見える化」できる
- 自社の強み・特徴を顧客へアピールできる
- 取引業者間における主導権が確保できる
- ライセンス実施料収入が入る
- 顧客の安心を保障できる
- 会社の財産となる

日時

原則毎月第1水曜日 午後1時～4時

※1時間程度

年	令和2年									令和3年		
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日	1日	13日	3日	1日	5日	2日	7日	11日	2日	6日	3日	3日

会場

倉吉交流プラザ 情報交流室 ※変更の場合あり

相談員

知財専門相談員 (鳥取県知的所有権センター)

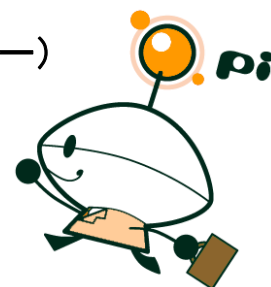
申込み・問い合わせ先

倉吉市立図書館

電話 0858-47-1183 / ファックス 0858-47-1180

電子メール library@city.kurayoshi.lg.jp

※事前予約がない場合も、会場で相談員が待機しています。



■主催：倉吉市立図書館

■協力：鳥取県知的所有権センター